

JI 監督委員会第 5 回会合  
2006 年 10 月 26 日-27 日 ドイツ・ボン  
結果概要

(["Meeting report"](#) 要約)

2006 年 11 月 30 日

文責 信岡洋子

JI監督委員会第5回会合概要

JIトラック2が10月26日に開始したことを受けて、手続き開始に際した確認事項が検討されたほか、JI 信任パネルが提案した信任プロセス関連の事項が話し合われた。小規模 JI プロジェクトの PDD 利用ガイドラインも策定された。

11 月 6 日～17 日に開催された COP/MOP2 における JI 関連の議論については [弊所 COP/MOP2 参加報告書](#) p17～19 をご参照ください。

1. JISC のもとでの検証手続きの開始（トラック 2 始動）に際して

- 前回の JISC で JI プロジェクトの申請フォーマットや指針文書、独立組織の認定手続きなどが決定したことを受け、今年 10 月 26 日にトラック 2 が始動することとなった。
- JI プロジェクトには、ホスト国に加え、少なくとも 1 カ国が参加しなくてはならないことを COP/MOP1 決定書および PDD ガイドラインに照らして確認。
- ホスト国の承認レターに加え、プロジェクトに関与するほかの国からの承認レターが信任独立組織（AIE）に提出され、AIE はこれを適格性決定レポート提出時に同時に提示しなくてはならないことを確認。このことについては次回会合で再検討する。
- 関係国政府の JI プロジェクト承認のための担当組織である「指定フォーカル・ポイント」と承認ガイドライン・手順について、UNFCCC 事務局に報告していない国がまだ多くあることに留意。

2. 独立組織(independent entity)の信任について

JI 信任パネルの [第一回進捗報告書](#)にある提案事項(信任プロセスで用いられる様々なフォーム、JI 評価チームの専門家リストの管理など)を検討し、その旨合意した。CDM において非附属書 I 国からの運営機関の申請料支払いを申請時は半額とするように、JI においても非附属書 I 国及び経済移行国から信任独立組織に申請する機関の申請料を半額とする(信任後残りの半額を支払う)ことで合意。

### 3. 小規模JIプロジェクト

小規模JIプロジェクトの条項案 (draft provisions)、PDD案、バンドリングのためのフォーム案は策定されていたが、PDDの利用ガイドラインについては、別途事務局に案を作成するよう要請されており、今次会合でガイドラインを策定 ([Annex1](#))。それに伴いJIPDDフォームとバンドリングフォームが改定された (軽微な編集上の改定のみ) ([Annex2, 3](#))。

### 4. その他

2006-2007年のJISCの運営計画 ([Annex4](#))、次回JISCと合わせて開催予定のJIテクニカルワークショップ、COP/MOPへの年次報告の追加分について話し合われた。

以上